

分析レポート

国内経済金融

日本の財政 : 一般会計歳入と税収

南 武志

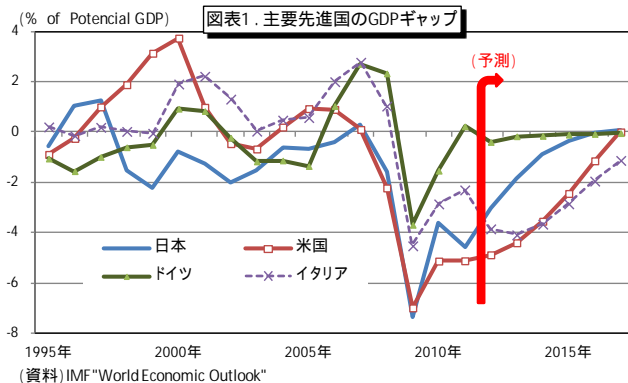
はじめに

南欧諸国での債務危機を筆頭に、日本や米国においても財政赤字が大きな経済問題となっている。

以前は財政政策に求められる役割の一つとして景気変動の平滑化が挙げられることが多かったが、その後のマクロ経済学の発展に伴い、裁量的な財政政策は景気変動

の振幅をむしろ激しくすると認識されるようになった。そのため、ルールに基づいた政策運営が望ましいと考えられるようになってきた。実際、米連邦財政における PAYG (ペイ・アズ・ユー・ゴー) 原則、EU における安定成長協定 (単年度の財政赤字額は GDP の 3% 以下、累積財政赤字額は GDP の 60% 以下に各々抑制する) さらに日本においても小泉政権下での「骨太の方針 (経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 2006」や民主党政権での「財政運営戦略」「中期財政フレーム」で、プライマリー・バランスの均衡化や黒字化といった目標に向けたルールが設定されるようになってきている。

なお、リーマン・ショック直後に発生した世界同時不況への対応策として、超金融緩和策や金融システム安定化策とともに、各国で財政出動が実行されるなど、いわゆるケインズ政策が復権したかのような場面もあったが、景気底入れ後は、冒頭で述べたように、財政悪化への警戒感が急速に高まり、多くの国で緊縮財政政策が打たれるようになった。

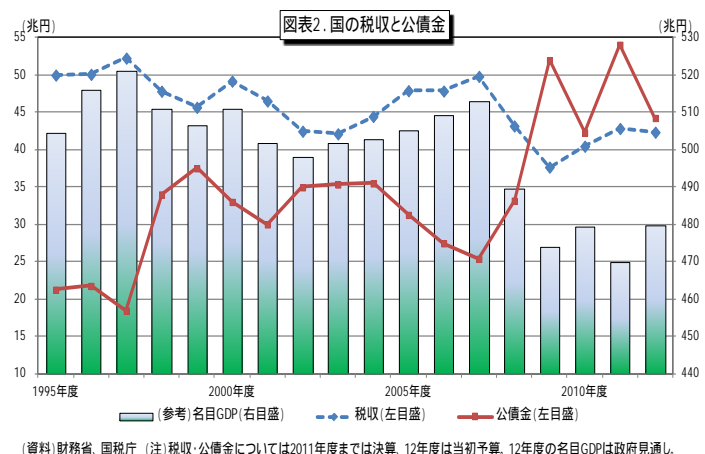


ただし、世界同時不況後の景気回復テンポは鈍く、そうした国々でデフレ・ギャップが解消する目途が立たず、財政危機を一層助長している面もある (図表 1)。

以上のように、財政問題は内外を問わず、注目が集まっている。そこで、今号以降、不定期ではあるが、随時、日本財政の基礎データを紹介しながら、財政構造問題について考えていくことにしたい。初回は、一般会計歳入の税収についてみていきたい。

歳入構造～税収を上回る国債発行

一般会計予算とは、国や地方公共団体において、基本的な行政上の経費を賄うための会計である。国の一般会計予算の



場合、歳入は「租税及び印紙収入(2012年度予算:42.3兆円)」「その他収入(同:3.7兆円)」「公債金(同44.2兆円)」で構成されている。

最近の傾向として、一般会計の規模は趨勢的に拡大する傾向にあるが、税収と公債金は逆相関の関係にある(図表2)。景気が悪い(=名目GDPが減少)と、税収が伸び悩み、その分を公債金で賄わなければならない。ちなみに、1990年代半ば以降、税収がほとんど伸びていない。その影響で租税負担率(=税収÷国民所得)は22.7%(12年度見通し)と国際的にみても低水準である。また、09年度以降は公債金が税収を上回り続けている。

ちなみに、近年は「その他収入」への注目が高まった。特別会計の積立金・剰余金や独立行政法人の基金返納などといった「霞ヶ関の埋蔵金」、さらに日本銀行納付金などが該当する。ちなみに、09年度の雑収入は11.8兆円であったが、12年度予算では埋蔵金が枯渇したとのことで3.6兆円しか計上されていない。

税収の内訳～安定的な消費税

以下で、税収のうち、代表的な所得税、法人税、消費税について見てみよう。なお、これら3つの税収で国税全体の8割

前後を占めており、基幹税と言える。

所得税はこの数年は13兆円前後で推移しているが、バブル期には約2倍の税収があった(91年度は26.7兆円、図表3)。バブル崩壊後の「失われた20年」の影響やそれに対する度重なる減税措置、さらには累進構造の簡素化・緩和などの結果といえる。なお、近年は、所得税の見直し議論も盛んであり、累進構造(現在6段階)や控除の内容、さらには課税最低限などの適正化を求める意見もある。

また、最近の法人税もバブル期(89年度:約19兆円)の約半分の水準まで減少している(2011年度は9.4兆円)。戦後最長の景気拡大期間(02年1月~08年2月)を通じては、税収が増加したものの、世界同時不況以降は低迷している。ちなみに税率は12年度から25.5%(従来は30.0%)へ引き下げられたが、復興税(14年度まで税額の1割)が導入されている。これにより、地方税と合わせた実効税率は40.69%(東京都)から38.01%へ引き下げられた。なお、法人税負担をしない欠損法人の割合は72.8%(10年度)と過去最高となっている。

一方、消費税は基幹税の中で最も安定した税収を確保できており、税率が5%に引き上げられた97年度以降は約10兆

円前後で推移している。つまり、税率1%あたりの税収は約2兆円という計算になる。なお、消費税は「消費行動」に対して課せられる印象であるが、実際には消費だけではなく、民間企業設備投資や住宅投資などといったすべての取引に対して原則課せられる租税であり、付加価値税とも呼ばれる。

